

公立大学法人下関市立大学業務改善委員会規程

平成 20 年 4 月 1 日

規 程 第 27 号

改正 平成21年3月24日規程第14号
平成24年1月11日規程第1号

(設置)

第1条 公立大学法人下関市立大学の円滑な業務執行並びに効果的・効率的な経営を図ることを目的として公立大学法人下関市立大学業務改善委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事務事業の改善に関すること。
- (2) 組織及び執務環境の改善に関すること。
- (3) 職員の提案に関すること。
- (4) その他理事長が特に命じたこと。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 経営企画グループ長
- (2) 総務グループ長
- (3) 学務グループ長
- (4) 経営企画グループ経営企画班長
- (5) 総務グループ庶務班長
- (6) 学務グループ学生支援班長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、経営企画グループ長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係職員の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意

見又は説明を求めることができる。

(業務改善推進員)

第7条 グループ(この組織に準ずるものを含む。以下同じ。)に業務改善推進員(以下「推進員」という。)を置く。

2 推進員は、委員会の委員以外でグループ長が指名する職員をもって充てる。

3 推進員は、次の事項を処理するとともに所属グループの業務改善の推進を図る。

(1) 改善を必要とする事項についての専門的な調査・検討に関すること。

(2) 委員会が必要とする事項の調査及び資料の提出並びに報告に関すること。

(報告)

第8条 委員長は、委員会で審議した結果について、速やかに理事長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経営企画グループ経営企画班において行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日規程第14号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年1月11日規程第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。